

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和3年8月6日から同年12月6日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和3年8月6日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン周南久米A街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内38街区1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|------------|----------------|--------|
| イオンタウン株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5の1 | 加藤 久誠 |

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

| 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 | 株式会社ゲオホールディングス 午後10時 | 午後12時 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前8時30分から 午後10時30分まで | 午前8時30分から 午前0時30分まで |

4 届出年月日

令和3年7月21日

5 変更年月日

令和3年7月21日